

令和 6 年度 税制改正 要望事項（新設・拡充・延長）

（法務省）

項目名	技能実習制度の見直しに伴う税制上の所要の措置		
税目	所得税、法人税、登録免許税、消費税、印紙税		
要望の内容	<p>技能実習制度においては、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）に基づき設立された認可法人である外国人技能実習機構に対して、各種税法上の非課税措置が適用されている。</p> <p>現在、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」の下に設置された「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）において、技能実習制度及び特定技能制度の見直しに関する検討の方向性について議論がなされており、令和 5 年 5 月に中間報告書が公表されたところ。また、「経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）」において、現行の技能実習制度を発展的に解消して人材確保及び人材育成を目的とした新たな制度を創設するとの方向性が示されている。</p> <p>今後、有識者会議において当該新たな制度に関する具体的な議論がなされる予定であるところ、新たな制度の創設に伴い、外国人技能実習機構の名称や在り方についても見直しが行われる可能性があり、有識者会議における検討結果を踏まえ、技能実習制度の見直しに伴う税制上の所要の措置を講じる。</p> <p>&lt;関係条文&gt;</p> <p>所得税関係：所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 11 条第 1 項及び別表第 1</p> <p>法人税関係：法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 37 条第 5 項、第 66 条第 3 項及び別表第 2</p> <p>登録免許税関係：登録免許税法（昭和 42 年法律第 35 号）第 2 条、第 4 条第 2 項、別表第 1 及び別表第 3</p> <p>消費税関係：消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 6 条、第 60 条第 4 項、別表第 1 及び別表第 3</p> <p>印紙税関係：印紙税法（昭和 42 年法律第 23 号）第 5 条第 3 号及び別表第 3</p>		
	平年度の減収見込額	－	百万円
	（制度自体の減収額）	（－	百万円）
	（改正増減収額）	（－	百万円）

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 有識者会議の中間報告書において示された検討の方向性等に基づき、技能実習制度を発展的に解消して人材確保及び人材育成を目的とした新たな制度を創設することとしており、外国人技能実習機構の在り方を含めた現行の技能実習制度の見直しを検討する必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性 今後、有識者会議における検討結果等を踏まえ、現行の技能実習制度の見直しを行うこととなるが、当該見直しに伴う税制上の所要の措置を講じる必要がある。</p>		
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>基本政策Ⅴ 出入国の公正な管理及び外国人との共生社会の実現に向けた環境整備</p> <p>政策13 出入国の公正な管理及び外国人との共生社会の実現に向けた環境整備</p> <p>施策（1）円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現</p>
<p>政策の達成目標</p>		<p>技能実習制度の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた技能等の移転による国際協力を推進する。</p>	
<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>		<p>—</p>	
<p>同上の期間中の達成目標</p>		<p>—</p>	
<p>政策目標の達成状況</p>		<p>—</p>	

	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性	有識者会議における検討結果を踏まえた税制上の所要の措置を講ずることによって、新たな制度における外国人材の適正な受入れを図ることが可能となる。		
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—	
	前回要望時の達成目標	—	

	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—
これまでの 要 望 経 緯	—	